

DP 上の取引に関する DP 事業者の損害賠償責任**【文 献 種 別】** 判決／東京地方裁判所**【裁判年月日】** 令和 4 年 4 月 15 日**【事 件 番 号】** 令和 2 年（ワ）第 27469 号**【事 件 名】** 損害賠償請求事件**【裁 判 結 果】** 請求棄却**【参 照 法 令】** 民法 415 条・709 条、商法 14 条、会社法 9 条**【掲 載 誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572161

専修大学教授 大澤逸平

事実の概要

1 Xは、Yが運営する電子商取引ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という）の利用規約に同意して会員登録を行ったうえで、平成 28 年 6 月、本件ウェブサイト上で充電式モバイルバッテリー（以下「本件バッテリー」という）を購入した（以下「本件売買契約」という）。本件ウェブサイト上において、本件バッテリーの販売者ないし出品者は「Z JAPAN（メーカー直営店）」（以下「Z ジャパン」という）と表記されていたが、その実は中国法人 Z であり、特定商取引法 11 条 5 号等に基づく出品者の表示（判決文では「本件特商法表示」とされている）として本件ウェブサイト上に記載されていた電話番号も同国内のものであった。

2 平成 29 年 11 月、本件バッテリー内部のショートが原因で X 宅の火災が発生し、居宅及び家財の損傷が生じたため、X は、自身が契約していた損害保険会社から損害保険金 550 万円を含む総額 730 万円余りの保険金の支払を受けた。また、X は弁護士を通じて、前記の出品者表示にあった電話番号に架電するもののつながらず、本件ウェブサイト上にあった Z ジャパンへの連絡フォームを利用して連絡を行ったほか、Y に対しても紛争解決の仲介をするよう依頼したが、Y は出品者との間で直接交渉するよう求めた。令和元年 10 月、X と Z 及びその関連会社との間で和解が成立し（以下「本件和解」という）、その中では、X と Z との間で本件売買契約が成立していることを前提に、Z から X に 184 万円余りを支払うこととされた。

3 X は Y に対して、一次的請求として、上記の保険金によってもなお 200 万円分が填補されていないとして、債務不履行責任に基づく損害賠償責任に基づき、その一部である 30 万円を請求するとともに、二次的請求として、不法行為責任に基づき、慰謝料 30 万円及び遅延損害金を、また三次的請求として、商法 14 条又は会社法 9 条の類推適用により、Y が Z と連帯して債務不履行責任を負うとして一次的請求と同様の内容の支払をそれぞれ請求した。以下、X の主張の具体的内容を敷衍しておく。

(1) まず一次的請求である債務不履行責任について。本件ウェブサイトの介在によって利用者間の取引が可能となり、Y はこれによって利益を得ているから、「Y は、本件ウェブサイトにおける取引から生ずる危険も負担すべきであり」、「利用者に対する本件ウェブサイトの利用契約に基づく信義則上の義務として、消費者が安心、安全に取引できる欠陥のないシステムを構築、提供する義務を負う」。その義務の具体的内容の第一が「出店・出品審査義務」であり、リチウムイオンバッテリーは事故例があることから、本件バッテリーが本件売買契約当時存在していたリチウムイオンバッテリーの安全性を保証する認証制度による認証を取得しているか確認すべき義務があった。第二が「保険・補償制度構築義務」であり、本件ウェブサイトで購入した商品によって不測の損害が発生し、それによる補償を出品者から受けられない場合に備えてプラットフォーム事業者が補償を行う制度を構築すべき義務があった。

(2) ついで二次的請求である不法行為責任について。Y のように「本件ウェブサイトに出店・

出品した事業者から利益を受けている」プラットフォーム事業者は、「プラットフォーム上で取引される財・サービスについて、消費者トラブルにつながる不適切な表示をなくすためのチェック体制を構築することが求められて」おり、むしろ「特定商取引法に違反する事業者が行う取引から利益を得るべきでない」から、Yは同法上求められる表示について「消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務を負っていた」。

(3) 最後に三次的請求である商法 14 条又は会社法 9 条の類推適用について。Y の商号が目につくよう表示される一方で販売元の表示が目にとまりにくいことや、代金回収や領収書の発行等一連のプロセスにおいてYの商号が用いられていたから、Yが販売元であるとの誤認を生じさせるような外観があり、これについてXが善意無重過失であり、かかる外観の作出についてYに帰責性がある。

判決の要旨

請求棄却。

1 出店・出品審査義務違反による債務不履行責任

Xが本件ウェブサイトの利用規約に同意したことによって、X Y間が本件ウェブサイトの「利用契約」関係にあることを前提としつつ、Xが同義務の根拠として挙げる「消費者委員会内に設けられたオンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会が作成した報告書」は、「そもそも作成されたのが平成 31 年 4 月と本件売買契約から約 2 年 10 か月も後である上、その内容も、プラットフォーム事業者の出店・出品審査の関係では、利用者の安心、安全に向けた『提言』としてのものであり、」Xの主張の裏付けとなるものではない。

また、「リチウムイオンバッテリーに関する認証等の制度は、いずれも、平成 28 年の本件売買契約当時、同バッテリーを搭載する製品の製造・販売を行う業者について取得が法律上義務付けられていたものではない」。「したがって、上記制度の存在をもって、上記当時、被告にリチウムイオンバッテリー搭載製品の出品につきXが主張するような審査義務があったと認めることはできな

い。」

加えて、「Xが主張する出店・出品審査義務の具体的内容が必ずしも明らかではなく、Yがそのような審査を可能な限り講ずることが望ましいという指摘を超えるものとは認め難いこと、本件バッテリーについては、結局、Xは、出品者であるZとの間で本件和解を成立させることができていることをも考慮すれば」、Xの「主張は採用することができない」。

2 保険・補償制度構築義務違反による債務不履行責任

「一定の場合に代金の一部又は全部を返金するというYが採用済みの『マーケットプレイス保証制度』は、」前記専門調査会報告書中の保険・補償制度に係る提言「に沿ったものと認められるとともに」、同提言が「保険・補償制度の構築をプラットフォーム事業者に義務付ける趣旨のものとは認められない」。加えて、「XがYの義務と主張する保険・補償制度の具体的内容が何ら明らかではない上、Xは、結局、本件バッテリーの出品者であるZとの間で本件和解を成立させることができていることをも考慮すれば、Xの上記主張は、採用することができない」。

3 不法行為責任

Xの主張する「出品者の本件特商法表示に関し、消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務」のいう「体制の具体的内容が明らかではないことをおくとしても」、「本件バッテリーについては、出品者への連絡先として電話番号が記載され、それとは別に、連絡用のフォームも用意されていて、現に、Xは、上記フォームを利用してZらと連絡を取り、本件和解を成立させているのである。この過程で、本件バッテリーに係る本件特商法表示として記載された電話番号に電話をかけたが誰も出なかったとしても、そのことから当然に、本件バッテリーの出品者について本件特商法表示の不備があるということにはならず、まして、Yについて、上記本件特商法表示に関する義務違反があると認めることはできない。また、Xは、ZジャパンないしZらへの連絡方法が限られ迅速な対応が受けられなかったとも指摘するが、そもそもZジャパン等といったように連絡を取ろうとしたか（電話を何回かけたかを含む。）について、具体的な主張立証をしていない上、中国法人であるZらとの連絡方法

として電話及び上記フォーム以外に何を想定しているのかも不明である。いずれにしろ、Zジャパン等の対応の遅れがあったとして、その責任をYに負わせるべき根拠は認め難い。」

4 商法 14 条又は会社法 9 条の類推適用

「本件売買契約上の債務不履行責任を第一次的に負うべきZとの間で本件和解を成立させ、和解金の支払を条件にZの免責を認め、同和解金を受領済みである原告において、Yに上記債務不履行責任を追及することができるかという問題はおくとしても、そもそも、Xが、本件売買契約の時点で、本件バッテリーの販売者をYと誤認していたことを認めるに足る証拠がない。かえて、「本件火災後のXの対応を考慮すれば、Xは、上記販売者がZであることを当初から認識していたことがうかがえるというべきである。」

判例の解説

一 はじめに

デジタルプラットフォーム（以下「DP」という）ビジネスの発展に伴い、様々な法領域においてこれに対する対応が求められている。民事法分野では、本判決の事案に見られるように、供給者・購入者がそれぞれDPと利用契約を結び、そのDP上で取引を行った場合、かかる取引をめぐるDP事業者が負うべき責任が議論の俎上にある。

これについて、名板貸責任の活用がありうることは指摘されてきたが（たとえば経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和元年12月）72頁）、その成立場面は極めて限定的である（本判決においても名板貸責任の主張は斥けられているが、事実関係を踏まえるとやむを得ないところであろうか。本稿ではこの点には立ち入らない）。そもそも、DP事業者が取引当事者であることを誤認させないようにすればなら責任を負わないものとする自体も自明ではなく、DP事業者にどのような責任を認めるべきかが焦眉の問題となっている（この問題をめぐる代表的な論考として磯村保「インターネット・オークション取引をめぐる契約法上の諸問題」民商133巻4＝5号684頁、千葉恵美子「デジタル・プラットフォームビジネスの展開と民事法からのアプローチ」法時93巻12号99頁、三枝健治「民法・消費者法における契約責任の現代的課題」NBL1199号42頁など）。

DP上の取引における物・サービスの購入者によるDP事業者に対する請求をめぐるこれまでの裁判例は多くなく、インターネット・オークション（すなわち出品者が個人である取引）に関するものが数件見られる（神戸地姫路支判平17・8・9判時1929号81頁、名古屋地判平20・3・28判時2029号89頁。後者を以下「名古屋地裁判決」という）ほか、宿泊予約サイトによる情報伝達をめぐる東京地判令元・9・5（公刊物未登載、LEX/DB25582345）があるにとどまる。本判決は、DP上に出品された物品の取引において、DP事業者が購入者に対して民事上いかなる責任を負うべきかが争点となった新たな一事例を提供するものである。

二 本判決の判断の特徴

1 事案上の特徴

本件においてXが主張したのは、債務不履行責任としての①出店・出品審査義務違反と②保険・補償制度構築義務違反、そして不法行為責任としての③出品者情報の表示体制構築義務違反である。これらの主張は、名古屋地裁判決において原告から主張されたものと重なり合うが、仔細に見ると両者の違いは大きく、その点が本判決の事案上の特徴を明らかにすることに資する。

名古屋地裁判決は、インターネット・オークションにおける出品行為が詐欺であった事案であり、購入者がその被害賠償をDP事業者に請求したものであった。同判決は一般論として「利用契約における信義則上、被告〔DP事業者〕は原告らを含む利用者に対して、欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務」を認めたうえで、具体的な義務としては（α）詐欺等についての注意喚起を行う義務を認めたものの、（β）出品者情報の提供・開示の義務については一般予防効果が低いことや個人情報保護の問題が生じること、（γ）補償制度導入の義務については詐欺被害防止との関連性がないことを理由に否定したのであった。

これに対して本判決では、Zの出品行為自体が詐欺であったとXが主張しているわけではない。その結果、Xが主張した①出店・出品審査義務は、名古屋地裁判決が認めたような利用者の違法行為に関する措置（α）ではなく、取引対象となる商品（あるいはその履行）にまでDP事業者が介入すべきかどうかという問題を扱ったものとなった点

が重要であろう。また、③出品者情報の提供・開示については、名古屋地裁判決では（少なくとも結果的には）詐欺的出品行為の抑止との関連性が問題とされたのに対して、本判決においては端的に、購入者と供給者との間の連絡体制を構築することを求めるものとして構成されていることが注目される。加えて、出品者が事業者であり、個人情報保護の問題が生じないことも名古屋地裁判決と異なる点であろう。

他方、②保険・補償制度構築義務の主張については、名古屋地裁判決におけるそれよりもさらに、損害発生との関連性が不透明なものとなっている。すなわち、取引目的物の欠陥によって生じた火災は保険・補償制度の導入によって防止されるものであるとは思われないからである。Xの主張は実質的には、DP事業者を供給者の責任を肩代わりするべき地位に置こうとするものであるが、その実現のためには異なる視点からのアプローチが必要であろう。

2 判断内容の特徴

(1) 以上のような事案上の特徴を踏まえて本判決の理由付けを検討しよう。

そもそも本判決は、名古屋地裁判決と異なり、DP事業者の債務不履行責任や不法行為責任をめぐる一般論を展開していない。そのため、その基本的な視角が必ずしも明らかでない憾みがある。

したがって、個別の義務違反をめぐる判断の理由付けに着目するほかないが、その中で注目されるのは、①を否定するにあたってバッテリーの認証制度が任意であった点を指摘したことである。これまでの裁判例においてDPの責任が肯定されてきたのは、DP上で利用者（出品者・供給者）が違法行為を行った場面であった。前述のように名古屋地裁判決はオークションへの出品行為自体が詐欺行為（購入者が支払をしたものの商品の提供を受けられない）であった事案において結論としてDP事業者に詐欺行為についての注意喚起措置をとる義務を認めた（ただし結論としてはかかる措置を果たしていたとして責任を否定）。また、法律構成が異なるものの、出品者がDP上で表示した情報が知的財産権侵害にあたる事例では、裁判所はしばしばDP事業者の責任を認めてきた（商標権侵害の責任を認めた事例として知財高判平24・2・14判時2161号86頁）。これらの事案では、DP上

における利用者の違法行為に対するDP事業者の対応が問われていたわけである。本判決の大きな特徴は、違法行為ではない出品者の行為に関するDP事業者の対応が問題となった点にあり、本判決はこのような場面でDP事業者に何らかの義務を負わせることに對して消極的な態度を示しているといえよう。

(2) もっとも、本判決においては、これ以外の事情が結論に大きく影響しているように見える。本判決は、Xの各主張を否定する理由として、Xが主張する、専門調査会の報告書が本件契約後に公表されたものであって、その内容も自主的な取り組みを促したにとどまるものであることや、義務内容をめぐるXの主張の具体性の欠如を挙げるが、これらはXの主張自体が適切なものでないことを示唆しているものというべきだろう。加えて本判決は、①出店・出品審査義務及び②保険・補償制度構築義務をめぐるXとZとの和解が成立してXが和解金を受領したことを指摘し、③出品者情報の提供・開示をめぐるXによる損害の立証の欠如、といった点を指摘している。これらの事情は本来、義務の存在や義務違反の認定の根拠とすることはできないものであろうが、これらがあえて指摘されていることは、Xを救済する必要性が乏しいことが結論に影響していることの証左であろう。

三 おわりに

DP事業者の責任をめぐる議論はまさに生成途上の段階にある。本判決は、その試行錯誤の段階における貴重な一事例を提供するものであるが、その検討の視角や基本的立場が不透明であり、また事実関係としても、従前の例と比較して、DP事業者において対応を求められた行為の性質やXの救済の必要性という観点で原告の救済の必要性が乏しいと見られる事案であった。したがって、本判決の先例としての意義は必ずしも大きくないといわざるを得ないだろう。今後は立法的対応を視野に入れることはもちろんであるが（外国法の動向について千葉・前掲論文や三枝・前掲論文を参照）、その一方で、従前の議論（たとえば名板貸責任ないしそれに仮託した責任。最判平7・11・30民集49巻9号2972頁、神作裕之「名板貸責任の要件」法教216号15頁参照）との接続についてもさらに検討の余地があるように思われる。